第

2689

뭉

 $\frac{RE \stackrel{\longleftarrow}{ADAS}}{U-\not S_{7} \times 297}$

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2004年)平成16年12月21日 火曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 年末調整の対象者

♀: 私は、今年初めて年末調整の事務処理を行います。年末調整の対象となるのはどんな人ですか?

A:原則として、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出した人が対象になります。

【解説】

年末調整は、原則として、「給与所得者の 扶養控除等(異動)申告書」を提出した人が対 象になりますが、例外的に対象にならない人 もいます。具体的には、次のとおりです。

- (1)年末調整の対象となる人
 - ①1年を通じて勤務している人
 - ②年の中途で就職し、年末まで勤務してい る人
 - ③年の中途で退職した人のうち、次の人
 - ・死亡により退職した人
 - ・著しい心身の障害のため退職した人で、 その退職の時期からみて、本年中に再 就職できないと見込まれる人
 - ・12月中に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人
 - ④年の中途で非居住者となった人
- (2)年末調整の対象とならない人
 - ①本年中の主たる給与収入金額が2,000万 円を超える人

2ヶ所以上から給与の支払を受けている人で、他の給与支払者に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人や年末調整を行う時までに「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない人







